

大津町分別収集計画

(第 11 期)

令和 7 年 9 月

熊本県大津町

1 計画策定の意義

家庭ごみの発生量の増大や最終処分場の残余容量のひっ迫を背景として、従来の燃やして埋める処理から環境負荷が低減された循環型社会への転換が求められている。循環型社会の実現のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済システムと町民一人ひとりの生活様式の見直しを図っていく必要がある。実践にあたっては、町民、事業者、行政がそれぞれの立場を理解しつつ、めざす循環型社会づくりの役割を明確にし、履行していくことが大切である。

本計画はこのような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づいて一般廃棄物の容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進する目的で、町民、事業者、行政それぞれの役割や具体的な推進策を明らかにするとともに、これを公表することにより、全ての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、廃棄物の減量や再生資源の有効活用を通じて、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本計画

- ・容器包装廃棄物の3R（排出抑制・再利用・再生利用）を基本とした地域社会づくり。
- ・町民、事業者、行政が一体となった取組みによる環境負荷の低減。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	449 t	449 t	449 t	449 t	449 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のため方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては町民、事業者、再生事業者等が、それぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

（1）教育、啓発活動の充実

廃棄物処理施設への学校や地域からの施設見学を積極的に受け入れ、施設見学に加え、映像や学習機器などを活用した環境教育等を通じ、ごみ・環境問題に対する知識や理解を深める。また、行政区や町民団体、事業所等を対象とした出前講座に職員を積極的に派遣し、ごみ・環境問題に対するより一層の理解と関心を深めてもらうように努める。

（2）排出抑制と再資源化の実施

- ①ごみ減量化対策として実施している「電動式生ごみ処理機・生ごみ処理容器設置助成」、「再生資源集団回収助成」の積極的な活用推進
- ②リターナブル容器、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用促進
- ③繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバック）の持参の普及啓発

（3）情報提供の充実

ごみ分別アプリや広報誌等を活用し、ごみ出しのルールや制度に関する情報を提供し、ごみの分別排出の徹底を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設の現状及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の朱里を下表左欄のように定める。

また、町民の分別に伴う適切な負担度合い、収集体制、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分を下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		空きかん・空きびん
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		牛乳パック類
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		その他の紙
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ、または調味料を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		プラマーク製品（プラスチック製容器包装）、食品トレイ、発砲スチロール

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	20t		20t		20t		20t		20t	
主としてアルミ製の容器	32t		32t		32t		32t		32t	
無色のガラス製容器	合計 16t		16t		16t		16t		16t	
	引渡 量 0 t	独自処理 量 16t	引渡 量 0t	独自処理 量 16t	引渡 量 0t	独自処理 量 16t	引渡 量 0t	独自処理 量 16t	引渡 量 0t	独自処理 量 16t
茶色のガラス製容器	35t		35t		35t		35t		35t	
	引渡 量 32.5t	独自処理 量 2.5t	引渡 量 32.5t	独自処理 量 2.5t	引渡 量 32.5t	独自処理 量 2.5t	引渡 量 32.5t	独自処理 量 2.5t	引渡 量 32.5t	独自処理 量 2.5t
その他のガラス製容器	15t		15t		15t		15t		15t	
	引渡 量 13t	独自処理 量 2t	引渡 量 13t	独自処理 量 2t	引渡 量 13t	独自処理 量 2t	引渡 量 13t	独自処理 量 2t	引渡 量 13t	独自処理 量 2t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	2t		2t		2t		2t		2t	
主として段ボール製の容器	35t		35t		35t		35t		35t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	合計0t		合計0t		合計0t		合計0t		合計0t	
	引渡 量 0t	独自処理 量0t	引渡 量 0t	独自処理 量 0t	引渡 量 0t	独自処理 量 0t	引渡 量 0t	独自処理 量 0t	引渡 量 0t	独自処理 量 0t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	合計 90t		合計 90t		合計 90t		合計 90t		合計 90t	
	引渡 量 0t	独自処理 量 90t	引渡 量 0t	独自処理 量 90t	引渡 量 0t	独自処理 量 90t	引渡 量 0t	独自処理 量 90t	引渡 量 0t	独自処理 量 90t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの (うち白色トレイ)	合計 203t		合計 203t		合計 203t		合計 203t		合計 203t	
	引渡 量 185 t	独自処理 量 18t	引渡 量 185t	独自処理 量 18t	引渡 量 185t	独自処理 量 18t	引渡 量 185t	独自処理 量 18t	引渡 量 185t	独自処理 量 18t
	合計 0t		合計 0t		合計 0t		合計 0t		合計 0t	
	引渡 量 0t	独自処理 量 0	引渡 量 0t	独自処理 量 0	引渡 量 0t	独自処理 量 0	引渡 量 0t	独自処理 量 0	引渡 量 0t	独自処理 量 0

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

＝直近年度の分別基準適合物等の俳収集実績×人口変動率

また、人口変動率は、町総合計画における推計人口を基に勘案し次のように設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
36,800人 (対前年度比) 99.1%	37,100人 (対前年度比) 99.1%	37,400人 (対前年度比) 99.1%	37,700人 (対前年度比) 99.1%	38,000人 (対前年度比) 99.1%

10 分別収集を実施する者に関する基本的事項（法第8条第2項第5号）

大津町では、缶、びん、古布及び古紙、段ボール、牛乳パック、ペットボトル、トレイ、発泡スチロール、プラスチック類を資源物として分別回収している。また、缶、ペットボトル、古紙類、生きびん、古布、段ボールについては、集団回収団体による収集も行っている。

収集・運搬の段階、選別・保管等の段階の実施者について下表に示す。

分別収集する容器包装 廃棄物の種類		収集に係る分別 の区分	収集・運搬段階	選別保管等段階	備考
缶 類	スチール	空きかん 空きびん	指定日収集	菊池広域連合（容器包 装廃棄物の種類応じ て選別）	業者委託
	アルミ				
び ん 類	無色ガラス				
	茶色ガラス				
	その他ガラス				
紙 類	飲料用紙製容器	牛乳パック類	指定日収集	菊池広域連合（容器包 装廃棄物の種類応じ て選別）	業者委託
	段ボール	段ボール			
	その他紙製容器包装	その他の紙			
プ ラ ス チ ク 類	ペットボトル	ペットボトル	指定日収集	菊池広域連合（容器包 装廃棄物の種類応じ て選別）	業者委託
	トレイ・発泡スチロール	プラスチック製 容器包装			
	上記以外のプラスチ ック容器包装				

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集の用に供する施設の整備概要は、下表のとおりとする。

施設のうち、排出から収集・運搬・中間処理に係る施設については、現在の施設・体制を利用する。

缶類（スチール、アルミ）・びん類（無色、茶色、その他）、その他の資源物については、菊池広域連合の再資源化工場に保管し、中間処理施設による選別・圧縮を行っている。

る。

ペットボトル、プラスチック類の選別・圧縮・保管に係る施設については、菊池広域連合の委託業者による処理を行う。

分別収集する容器包装 廃棄物の種類	収集に係る分別 の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	空きかん 空きびん	指定ごみ袋	回転式 パッカー車	菊池広域連合 再資源化工場 資源ごみ系列 (選別)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器				
茶色のガラス製容器				
その他の色ガラス容器				
飲料用紙パック	牛乳パック類	指定ごみ袋	回転式 パッカー車	
段ボール	段ボール			
その他の紙製容器包装	その他の紙			
ペットボトル	ペットボトル	指定ごみ袋	回転式 パッカー車	委託業者 資源ごみ系列 (選別・圧縮・ 梱包)
白色トレイ・発泡スチロ ール	プラスチック製 容器包装			
その他のプラスチック 容器包装				

1 2 その他の容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 集団回収団体の拡充と支援

自治会・子ども会・学校PTA・老人会等の集団回収団体活動の拡充と助成の拡大及び未実施地域への組織づくりの支援活動を行う。また、優良団体表彰を行うなど、意欲的活動を推進していく。

(2) 事業者によるリサイクル活動の促進

現在、スーパーで実施している店頭でのトレイや牛乳パック等の再生資源回収の取り組みについて、びん、缶、ペットボトルやプラスチックトレイ等の店頭回収の拡大を図る。

(3) 広報・普及活動の促進

排出抑制を促進するために広報・普及活動を行っていく。

① 広報等への掲載及びパンフレットの配布

毎月1回発行している「広報おおづ」や「町のホームページ」に、容器包装リサイクル法の主旨及び排出抑制策の実施等について掲載するとともに、分別説明会等での啓発活動を実施する。

② 処理施設等の視察・研修

ごみ問題等啓発活動として、各種団体、小中学校、町内会等による処理施設の視察・研修を行い、ごみ問題の学習やごみ減量化・リサイクル等町民の意識の高揚を図っていく。

③ ごみ分別アプリの活用

町民が日常生活の中で適切に分別できるよう、スマートフォン向け「ごみ分別アプリ」を活用し、収集日程や分別方法の確認を容易にする。アプリを通じて排出ルールやリサイクルに関する情報発信を行うことで、町民の利便性向上と分別意識の定着を図る。